

第19回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月11日（金）午後13時30分から午後14時35分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員（14人）

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	七 條 光 寛
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

12番	七 條 光 寛
13番	遠 藤 政 雄

第2 報告第1号 農業会議から許可相当の答申について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による報告について
報告第3号 農地等のあっせん申し出の取り下げについて
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地等のあっせん申し出について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	角 田 淳 二
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (角田局長)	ただいまより第19回土幌町農業委員会総会を開催いたします。 なお、本日の総会出席委員ですが14名全員出席いただいておりますので定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。 それでは、農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 続きまして、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。今年は初日の出もたいへん天気の良い中で拜むことができました。皆さんも穏やかな新年を迎えたかと思えます。昨年末には私の不祥事で皆さんにご迷惑をおかけし、またお心遣いをいただきましたことを本当にありがとうございます。 さて、昨年末にはTTPも発動されまして、また今年2月にはEPAも発動になることですし、またアメリカとの貿易交渉の方も4月頃から始まるのではないかと見方も出ています。我々の農業に対しても影響が出るかもしれないとのことで、たいへん懸念されているところであります。 また、今月末に開催されます通常国会で中間管理機構の事業法の改正案が提出されるとのことで、今までは土幌農協が円滑化団体ということで事業を行っていただいていたのですが、これを中間管理機構に一本化すると言う案を政府が持っているとのことで、会務報告でもありますが、昨年12月26日に農水省から審議官が来町され、制度改正をするところの説明を農協組合長始め、農協幹部と我々も参加をしまして農水省から聞いたところであります。特に土幌町や浜中町のように地域で独自に根付いて、農家のために農協が農地の保有をしながら担い手に売買すると言うような事業について特例として認めていただけないかということもいただいています。今後は若干、事務手続き等に手間がかかるようになるのかなと思いますが、国会の方でもこれから審議されるとのことで、道の方でもどのような手続きを取るのかがいいのか案を練ってくれているとのことです。今までとは違った形になるというところですが、今までも農協に入っただき、農家の農地の流動化にたいへん有効に機能してきたので、この事業を上手く利用できればと思っています。 本日はまた農業者年金の会議もありますので、よろしくお願いいたします。

事務局 (角田局長)	ありがとうございました。 以降の議事の進行につきましては、規定によりまして会長が務めることになっておりますので渡邊会長よろしく申し上げます。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (角田局長)	【会務報告を朗読】
渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1 番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2 番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3 番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとします。 続きまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。1 2 番七條光寛委員、1 3 番遠藤政雄委員よろしくお願いいいたします。 それでは、議事に入りたいと思います。報告第 1 号農業会議から許可相当の答申について事務局説明願います。

事務局 (加藤係長)	報告第1号農業会議から許可相当の答申について、12月7日の農業委員会総会において審議した次について、12月20日に開催された農業会議常設審議委員会の審査の結果、12月20日付けで許可の答申があったことを報告します。平成31年1月11日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【報告第1号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとします。 次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	報告第2号農地法第18条第6項の規定による報告について次のとおり、合意による賃貸借契約の解除通知があったので報告します。平成31年1月11日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【報告第2号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとします。 次に報告第3号農地等のあっせん申し出の取下げについて事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	報告第3号農地等のあっせん申し出の取下げについて、このことについて、次のとおり申出人の事情により農地等のあっせん申し出の取り下げがあったので審議願います。平成31年1月11日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【報告第3号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。

渡邊議長	<p>ないようですので、報告第3号は承認されたものとします。</p> <p>次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。</p>
事務局 (加藤係長)	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。平成31年1月11日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実</p> <p>【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】</p>
渡邊議長	<p>それでは所有権移転番号1番の件につきまして、調査員の報告を求めます。</p>
1番 (森本代理)	<p>先日、現地を確認して参りました。〇〇さんは〇〇〇〇年に後継者として経営移譲をされ、現在も経営耕作地の全てを適切に耕作されています。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状況から見ても農地の贈与を受けても農地の全てを効率的に利用できると思われま</p>
渡邊議長	<p>この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして番号2番の件につきまして、調査員の報告を求めます。</p>
8番 (中田委員)	<p>現地を確認して参りました。〇さんは〇〇〇〇年より経営移譲を受けまして、現在も経営耕作地の全てを適切に耕作されています。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状況から見ても農地の贈与を受けても農地の全てを効率的に利用できると思われま</p>
渡邊議長	<p>この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
渡邊議長	<p>続きまして貸借権設定番号3番の件につきまして、調査員の報告を求めます。</p>
1番 (森本代理)	<p>先日、現地を確認して参りました。今回の申請は〇〇さんの経営を法人化するためのものです。保有している機械の能力、農業に従事する社員の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると思われま</p>

渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号4番の件につきまして、調査員の報告を求めます。
6番 (香川委員)	先日、現地を確認して参りました。〇〇さんに経営移譲をするための申請です。〇〇さんは〇〇〇〇年から後継者として現在も農業に従事しています。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると思われま
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号5番6番の件につきまして、調査員の報告を求めます。
2番 (佐藤委員)	先日、現地を確認して参りました。〇〇〇さん、〇〇さんともに経営耕作地の全てを適切に耕作しております。保有している機械の能力、農業に従事する家族の状況から見ても農地を借り受けても農地の全てを効率的に利用できると思われま
渡邊議長	番号5番6番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第4条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。平成31年1月11日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
8番 (中田委員)	ここの一部工事をしていましたが、そこは何があったところですか。
事務局 (加藤係長)	元々〇〇〇〇〇〇〇〇があったところでは。位置図の赤い枠の右側です。そして、今回の赤枠の中は今までは〇〇さんが借りていたところに残りの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との申請です。
渡邊議長	他にありませんか。
8番 (中田委員)	木が生えていたと思いますが、そのままですか。
事務局 (加藤係長)	そのまま木は残っています。ここは〇〇〇〇〇の〇〇を〇〇〇して横に行っている部分は位置図のとおりです。
5番 (山内委員)	すでにできている〇〇〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇〇〇〇とすることですか。
事務局 (加藤係長)	そうです。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。 次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年1月11日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	〇〇さんの面積があっせん取り下げとあっせん申し出の面積が違うのはなぜですか。

事務局 (加藤係長)	最初に申請を上げた際は、位置図を見ていただくと細い部分があると思いますが、ここにガラス製でしっかりしたハウスが建っていました。売買する予定でしたので分筆をしていた為、面積が少なくなっています。
渡邊議長	それでは番号1番から3番の件につきまして意見質問を求めます。
8番 (中田委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、中田委員より番号1番から3番の件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	それでは議案第3号は承認されたものとします。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について審議願います。平成31年1月11日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは貸借権設定番号1番2番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号3番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号4番5番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

4番 (渡邊委員)	番号4番は畑の形が三角なので値段が違うのですか。
事務局 (加藤係長)	そうです。要は作りづらいとのことで少し単価が下がっています。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号6番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
8番 (中田委員)	以前、聞いたことがありましたが、登記簿で原野や山林となっていますが、問題はないのですか。固定資産の評価などに影響はありますか。
事務局 (加藤係長)	固定資産の方は現地を確認し、現況で課税をしているので、登記は変わっていませんが、畑で課税されていると思います。
8番 (中田委員)	登記簿上、原野にしておいても問題はないということですか。
事務局 (加藤係長)	問題ありません。
13番 (遠藤委員)	登記と現況が同じなのが理想です。ただ、農業委員会の職権で所有者の承諾を得て、登記簿の地目を変更することは可能です。実際に〇〇〇などでやっています。
8番 (中田委員)	現況が畑ならば、登記も直した方がいいのかなと思います。
4番 (渡邊委員)	畑総事業などで事業が入る場合で登記が原野や山林になっている場合、事業は使えないということですか。
事務局 (加藤係長)	畑総事業などは現況主義なので関係ありません。農振地域に入っているかどうかの確認をして、もし白地なら黄色地に直せば、登記が山林でも問題ありません。現況が畑なら事業入れるはずです。

渡邊議長	〇〇は畑にする時にそのように事業が入りましたよね。
1 番 (森本代理)	登記を変更する場合、お金や手間暇はどのくらいかかりますか。
事務局 (加藤係長)	確か、〇〇〇はお金もらっているはずです。
1 3 番 (遠藤委員)	職権なのでもらっていないはずです。私が農業委員会にいた時は所有者から印鑑だけもらい、農業委員会が登記していたと思います。
事務局 (加藤係長)	ここ最近担当も代わり、やってないはず。今の〇〇〇の担当者によると登記の変更をするのは所有者がやるはずとのこと。理想としては農業委員会で登記の変更を行った方がいいと思いますが、例えば相続をする場合に自分で登記変更を行った方がいいですよとお話をしています。
1 番 (森本代理)	書類の提出や費用がこれだけかかると言いますが、登記の変更をしなくても問題がないのなら、しなくてもいいのかなと思いました。
事務局 (加藤係長)	そうですね。他の町村にも農業委員会で登記の変更を行っているのか確認をしてみます。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	それでは、続きまして番号7番から9番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号10番から12番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	佐藤委員、退席願います。 続きまして番号13番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	佐藤委員、着席願います。 続きまして番号14番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号15番16番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号17番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。
渡邊議長	位置図を見ると畑と畑の間に隙間がありますが、これは何ですか。
事務局 (加藤係長)	これは明渠が入っています。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号18番19番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号20番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。
全員	ありません。
渡邊議長	河村委員、退席願います。 続きまして番号21番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありますか。

全員	ありません。
渡邊議長	河村委員、着席願います。 続きまして番号22番から24番の件につきまして意見質問を求めます。 意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号25番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問は ありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号26番から28番の件につきまして意見質問を求めます。 意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号29番から31番の件につきまして意見質問を求めます。 意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号32番33番の件につきまして意見質問を求めます。意見 質問はありませんか。
4番 (渡邊委員)	番号32番の〇〇さんはどのような使い方をしてますか。
事務局 (加藤係長)	〇〇さんの畑の間にあるのは〇〇〇〇〇〇です。
4番 (渡邊委員)	これは賃貸借ではなく、所有権移転にはなりませんか。
事務局 (加藤係長)	農業委員会では何も言えませんが、〇〇が売買してくれるかどうかだと思 います。
渡邊議長	〇〇〇〇が出た時に〇〇さんが買わなかったということですか。

事務局
(加藤係長) はい。それで〇〇に買った形だったと思います。

1 番
(森本代理) 〇〇〇〇の続きはどうしたのですか。

事務局
(加藤係長) 自分たちで買っている人もいますし、〇〇が買ったところもあります。〇〇〇〇に関しましては〇〇と要用談かと思えます。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 続きまして番号34番35番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 続きまして番号36番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第19回総会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会